

発行:日本司法書士政治連盟

〒160-0003 東京都新宿区本塩町9番地3

発行人:田嶋規由 編集人:芝 将宏

03-3359-0498 fax03-5366-5310

ホームページアドレス:<http://www.ns-seiren.net/>

詳細の情報は homepage をご覧ください

メールアドレス :office@ns-seiren.net

速報のため、変更される可能性があります

【日司政連からのお願い】 政連会費をより有効に活用したい。 そこで、皆様のメールアドレスを各单位司政連へご連絡ください。

規制改革推進のための3か年計画(再改定) / 平成21年3月31日閣議決定

A D R法の「弁護士の助言措置」の適正な解釈・運用の周知徹底

「A D R法第6条第5号の『弁護士の助言措置』の要件の理解に関し、申請者等の混乱」

規制改革会議が士業団体から聴取したところによると「A D Rに関する基本方針」及び「A D R法第6条第5号」の解釈について誤った理解に基づき認証取得に向けた準備を進めているのではないかとと思われる士業団体が見受けられたという。

法務省の解釈は以下のとおり。

助言措置を求める弁護士は弁護士会を介さずに個別の弁護士と契約する方式をとることが可能。

どのような場合に弁護士の助言措置を受けることが必要になるのかは、手続実施者が事項の性質、内容等に応じて予め定めた基準や判断手順に基づき客観的に判断するものである。

A D R業務の対象領域の確定は弁護士会が行うものではない。

そこで、規制改革会議は

「法務省は、法務大臣の認証を取得してA D R業務に多くの団体が参画できるように、引き続き、認証制度の周知に努めるとともに、各士業団体、弁護士会を含む機関・団体等からの認証取得に向けた相談を受けた際には、A D R法第6条に定められた認証の基準等の正確な理解を得られるよう、適切なA D R法の解釈を周知するとともに認証にかかわる手続き及び認証を受けたA D R業務が適正に行われるようにする。」

と締めくくった。

日司連佐藤会長、東京会小村会長の取り組み姿勢（東京会は昨年12月に個別弁護士との契約で認証取得済）が、あらためて政府方針として再確認されたことになり、われわれにとっては、心強い閣議決定の内容となっている。

尚、一部会員の中で、「商業法人登記の開放問題」が再燃するのは必定の様な情報が流れていたが、この問題が取り上げられることはなかった。

その他の項目は以下のとおり

資格者法人の設立要件の緩和として

一人法人制度の創設

資格者法人社員の無限責任の見直し

資格者法人の社員資格の拡大

業務範囲の見直しとして

司法書士への行政不服審査の代理権の付与 等が明記された。

【詳細は、規制改革会議のホームページを参照してください】

http://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/publication/2009/0331/item090331_02-18.pdf